

◎新潟県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款変更を平成31年4月8日認可した。

平成31年4月16日

新潟県糸魚川地域振興局長